

## 吹田市自立支援・重度化防止に資する広報インセンティブ付与に関する実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、自立支援・重度化防止に資する市の取組を実施し効果を得た介護予防支援事業所（以下、「地域包括」という。）及び居宅介護支援事業所（以下、「居宅」という。）、通所型サポートサービス事業所及び訪問型サポートサービス事業所（以下、「通所型」及び「訪問型」という。）に対する広報インセンティブ付与に関し必要な事項を定めるものとする。

地域包括、居宅、通所型、訪問型を総称して事業所等と定義する。

### (目的)

第2条 自立に向けて利用者とともに一体となって取り組む事業者の意識の醸成を促し、自立支援・重度化防止の取組の浸透と定着を図る。また、自立支援・重度化防止に取り組む事業所等の情報を市民に提供することを目的とする。

### (実施内容)

第3条 第5条から第7条に規定する要件を満たした場合に、「すいた年輪サポートなび」において、自立支援・重度化防止に資する市の取組を実施した事業所等であることを示す広報インセンティブとしての印を付与する。

2 印は、最大3つまで付与するものとする。

### (実施方法)

第4条 第1条に規定する事業所等が広報インセンティブ印の付与を受けるには、第5条から第7条に規定する要件を満たした上で、吹田市自立支援・重度化防止に資する広報インセンティブ付与申請書（様式第1号）を提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときはその内容を審査し、第8条により広報インセンティブ付与の可否を決定し、吹田市自立支援・重度化防止に資する広報インセンティブ付与決定通知書（様式第2号）又は吹田市自立支援・重度化防止に資する広報インセンティブ付与却下通知書（様式第3号）により事業所等に対して申請月の翌月末までに通知するものとする。

3 市長は、前項により決定した事業所等について、申請月の翌々月末までに「すいた年輪サポートなび」において広報インセンティブとして印を掲載するものとする。

- 4 事業所等は、吹田市自立支援・重度化防止に資する広報インセンティブ付与申請書の提出日から1年を経過すれば、新たに申請書を提出することができる。ただし、当該申請は過去の申請書提出日以降に、第5条から第7条に規定する要件を満たした場合とする。

(地域包括及び居宅のインセンティブ付与要件)

第5条 地域包括及び居宅の要件は次の各号に定めるものとする。ただし、第2号及び第3号については、いずれかを満たすものとする。

- (1) 所属する職員が、市が実施する自立支援・重度化防止に係る研修会または実践報告会（以下、「研修会等」という。）に参加するとともに、参加後のアンケート提出を行った場合。
  - (2) 所属する職員が担当する利用者の介護予防サービス・支援計画書（以下、「ケアプラン」という。）について、吹田市自立支援型ケアマネジメント会議に事例提供後、助言内容をケアプラン等に反映し、1年以内に利用回数の減少等の効果があり、その効果が3か月以上継続している場合。
  - (3) 所属する職員が担当する利用者のケアプランについて訪問型短期集中サポートサービスの利用を経て、通所型の利用終了後、当該利用者が通所型を再利用していない状態が3か月以上継続した場合。また、訪問型短期集中サポートサービスを担当する市の作業療法士等を活用し、住宅環境調整や日常生活動作への助言等により1年以内に利用回数の減少等の効果があり、その効果が3か月以上継続している場合。
- 2 2以上となる広報インセンティブの印を付与する場合の前項第1号に規定する研修会等については最大3つの印が付与されるまでの間、所属する職員の参加に努めるものとする。

(通所型のインセンティブ付与要件)

第6条 通所型の要件は、次の各号に定めるものとする。ただし、第2号から第3号についてはいずれかを満たすものとする。

- (1) 所属する職員が、研修会等に参加し、参加後のアンケート提出を行った場合。
- (2) 居宅から事例提供された吹田市自立支援型ケアマネジメント会議において、通所型として助言内容を個別支援計画書等に反映し、事例提供日以降1年以内に利用回数の減少等の効果があり、その効果が3か月以上継続している場合。
- (3) 訪問型短期集中サポートサービスの利用を経て、通所型サービスの利

用を終了したあと、当該利用者が再利用していない状態が3か月以上継続した場合。

- 2 2以上となる広報インセンティブの印を付与する場合の第5条第1号に規定する研修会等については最大3つの印が付与されるまでの間、所属する職員の参加に努めるものとする。

(訪問型のインセンティブ付与要件)

第7条 訪問型の要件は次の各号に定めるものとする。ただし、第2号から第3号については、いずれかを満たすものとする。

- (1) 所属する職員が、研修会等に参加し、参加後のアンケート提出を行った場合。
- (2) 居宅から事例提供された吹田市自立支援型ケアマネジメント会議において、訪問型として助言内容を個別支援計画書等に反映し、事例提供日以降1年以内に利用回数の減少等の効果があり、その効果が3か月以上継続している場合。
- (3) 利用者の家事動作の自立を図るために、訪問型短期集中サポートサービスを担当する市の作業療法士等を活用し、住宅環境調整や日常生活動作への助言等により1年以内に利用回数の減少等の効果があり、その効果が3か月以上継続している場合。

- 2 2以上となる広報インセンティブの印を付与する場合の第5条第1号に規定する研修会等については最大3つの印が付与されるまでの間、所属する職員の参加に努めるものとする。

(市の審査)

第8条 市長は、第5条から第7条の規定に基づき申請を受けたときは、自立支援・重度化防止に資する広報インセンティブ申請・付与マニュアルに基づき審査を行うものとする。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、広報インセンティブの付与に関し必要な事項は高齢福祉室長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は令和4年5月12日から施行する。

2 この要領の制定後の第5条から第7条の広報インセンティブ付与要件の規定については、令和4年4月1日以後に満たしたものについて適用するものとする。